総 行 住 第 ４ ９ 号
平成２７年５月１２日

各都道府県総務担当部局長　殿

総務省自治行政局住民制度課長
（ 公　　印　　省　　略 ）

都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）

都市部においては、人口の流動化等が進む中で、人と人とのつながりが希薄化することにより、孤独死や社会的孤立問題が深刻化し、大きな社会問題となっているなど、近年コミュニティの弱体化の課題が指摘されています。

こうした中、総務省では、昨年度、「都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会（座長：河合克義　明治学院大学社会学部教授）」を開催し、マンション住民の地域とのつながりや、災害弱者等の名簿保有の問題を中心とした防災面におけるコミュニティの役割などといった都市部のコミュニティが抱える課題について調査研究を進め、都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて、これらの課題解決に資する方策について検討を行ったところです。

この度、本研究会において、別添のとおり、報告書がとりまとめられました。
（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/toshi_community_hatten/index.html 参照）

本研究会の報告書の趣旨を踏まえ、都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて各地方公共団体において取り組むべき事項について、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、都市部をはじめとしたコミュニティの発展に対して格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的助言であること、また、マンション管理に係る観点から国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室と協議済みであることを申し添えます。

記

第１　マンション住民と地域住民との関係について

１　地方公共団体によるコミュニティ関連施策の対象としての管理組合等の扱い

いわゆる分譲マンションには、マンションの管理を目的に区分所有者全員から構成される

団体として、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第３条の規定により管理組合が設置されるが、こうした管理組合が管理の一環として行うコミュニティ活動が、自治会・町内会等の地縁による団体（以下「地縁団体」という。）が行う地域的な共同活動と同様に、良好なコミュニティの形成に資するものと評価できる事例もみられるところ。

こうしたことを踏まえ、各地方公共団体において、地縁団体を対象に各種の連絡・支援を行う際には、その内容に応じ、管理の一環としてこれらのコミュニティ活動を行っていると認められる管理組合等に対しても同様の取扱いを行うこと。

＜具体的取組みの例＞

・　管理組合等に対するまちづくりの専門人材派遣や講習
・　マンション同士の情報交換の場の創出　　等

２　マンションと地域の連携に対する支援

災害への対応をはじめ、都市部のコミュニティが抱える課題の解決に向けては、マンションと地域の連携を進めることが有効であり、両者の連携が円滑に進むよう必要な働きかけ等を行うこと。

＜具体的取組みの例＞

・　マンションと地域のコーディネーターとしての役割を果たすコミュニティ相談員の設置　等

３　部局横断的なコミュニティ支援体制の構築

マンション住民をはじめ、都市部のコミュニティへの支援においては、コミュニティ担当部局だけでなく、建築部局や防災部局等との緊密な連携が重要であることから、地方公共団体による部局横断的な支援体制の構築に加え、自治会・町内会や管理組合といった各種主体の活動をワンストップで支援する組織の設置について、必要な検討を行うこと。

＜具体的取組みの例＞

・　まちづくり支援センターなど、自治会・町内会や管理組合といった各種主体の活動をワンストップで支援する組織の設置　等

４　マンション内のコミュニティの形成に関する民間事業者への働きかけ

民間事業者として、マンション入居者のコミュニティ活動への支援に積極的に取り組もうとする事業者もあるところであり、こうした事業者に対して連携を働きかけるなど、各地方公共団体においてコミュニティの形成に有効と考えられる取組みについて検討を行うこと。

＜具体的取組みの例＞

・　共用部分におけるコミュニティスペースの設置に対するインセンティブの付与
・　望ましいコミュニティのあり方に関する民間事業者との共同研究　　等

第２　災害弱者等の名簿保有の問題を中心とした防災面におけるコミュニティの役割について

１　都市部のコミュニティにおける防災面での活動主体の位置付け

都市部では、地縁団体に限らず、マンションの管理組合をはじめとする多様な主体がコミュニティ活動を展開していることが特徴であり、自主防災組織として、これまで地縁団体が主なベースとして想定されてきたところであるが、多くの区分所有者が居住者として住むマンションにおいて自発的な防災活動を行う管理組合等も自主防災組織として位置付けること

が有効であると考えられること。

＜具体的取組みの例＞

・　管理組合等を自主防災組織や災害弱者等の名簿情報の提供先として位置付けるなど、防災面における役割の明確化　等

２　避難行動要支援者の名簿情報の提供に関するルールの体系化等

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 及び第 49 条の 11 の規定により、災害発生時の避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、当該名簿情報を、自主防災組織をはじめとする避難支援等の実施に携わる関係者（以下「自主防災組織等」という。）に提供するものとされているところ。

しかしながら、それぞれの自主防災組織等においては、市町村から提供される名簿情報はもちろんのこと、個人情報保護の観点から自ら名簿を作成し管理することへの不安もあるところであり、避難行動要支援者の名簿情報を提供するにあたっては、個人情報の適切な管理と運用について必要な情報提供を行うとともに、名簿情報の提供に関するルールの体系化や地域との協定書の締結等により、名簿情報を提供しやすい環境整備を図ること。

＜具体的取組みの例＞

・　避難行動要支援者のうち、名簿情報の提供に拒否の意思表示をした対象者を除いた分の名簿情報を提供する方式の採用　等

３　部局横断的な取組体制の構築

避難行動要支援者の名簿作成や支援を行うにあたっては、コミュニティ担当部局や福祉部局、防災部局等の関係部局が多岐にわたるところであり、相互の連携をより深めるため、横断的な取組体制の構築について必要な検討を行うこと。

＜具体的取組みの例＞

・　関係部局によるプロジェクトチームの設置　等

４　平常時からの各種主体の取組みに対する支援

実際に避難行動要支援者の支援を行うには、名簿情報の作成・提供だけではなく、平常時より、自治会・町内会や管理組合といった各種主体が実施する避難訓練や防災訓練等の取組みに対する支援を行うことが重要であること。

併せて、民生委員や消防団等の専門的なノウハウを有する機関・組織等と自治会・町内会や管理組合といった各種主体が相互に連携することが効果的であり、こうした体制を構築できるよう必要な支援を行うこと。

＜具体的取組みの例＞

・　自治会・町内会や管理組合といった各種主体と、民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携支援　等

【連絡先】
総務省自治行政局住民制度課
担当：松本係長、松永
電話：03-5253-5517